

秋田市国際交流マスタープラン 2021

～このまちで育む世界との絆～



「平和なまち」 南園 朝子

秋 田 市

令和3年3月

秋田市国際交流マスタープラン2021 目次

第1章	プラン策定の趣旨	1
1	プラン策定の経緯と趣旨	1
2	プランの位置付けと基本的性格	2
3	計画期間	2
4	SDGs 目標との関連	2
第2章	「国際交流マスタープラン2016」を振り返って	3
第3章	国際交流の現状と課題	6
1	ICTの進展と新たな交流の可能性	6
2	友好・姉妹都市等との交流の市民還元	6
3	多文化共生の環境づくり	7
4	市民との連携	7
5	経済交流の促進	8
第4章	感染症拡大による影響と今後の対応	10
第5章	基本理念と主要施策	13
	秋田市国際交流マスタープラン施策体系図	14
	基本理念1 世界に広がるパートナーシップの推進	15
	基本方針1 友好交流の推進	15
	基本方針2 国際理解の促進	17
	基本方針3 平和意識の醸成	18
	基本理念2 地域に根ざした多文化共生の推進	19
	基本方針1 外国人住民も安心して暮らせるまちづくり	19
	基本方針2 多文化共生に向けた意識啓発	21
	基本理念3 市民との連携による国際交流の推進	22
	基本方針1 市民主体の国際交流の推進	22
	基本方針2 交流推進のネットワークづくり	22
	基本理念4 国際的な経済交流の推進	23
	基本方針1 貿易関連産業の拡大	23
	基本方針2 海外からの誘客の促進	24
	資料編	25

<表紙の絵>

秋田市 南園朝子さん(14歳)(平和首長会議「子どもたちによる“平和なまち”絵画コンテスト2020」優秀賞受賞作品)



<作者メッセージ>

私は、平和とは地球上の全員が持つべき権利で、決して誰かがうばってよいものではないと考えています。なので、みんな仲良く「平和」を囲むようにして、みんなの平和を他人事のように考える人が少なくなるようにと、そんな思いをこめてこの作品を描きました。

第1章 プラン策定の趣旨

1 プラン策定の経緯と趣旨

秋田市は、昭和57年に中国甘粛省蘭州市と最初の友好都市提携をして以来、これまで世界の5都市¹と、教育、文化、スポーツ、経済など幅広い分野で交流を進め、市民間の相互理解や国際親善を通して、世界の平和に貢献することを目指してきました。

平成5年3月に最初の指針となる「国際交流・平和施策基本方針」を策定して以来、国際情勢の変化や国際化の進展に対応するため、その都度改訂を行ってまいりました。

本市における国際交流等に関する計画等の変遷

策定年月	名称
平成5年3月	国際交流・平和施策基本方針
平成13年7月	秋田市国際化マスタープラン
平成16年3月	秋田市国際化マスタープラン
平成19年3月	秋田市国際交流マスタープラン
平成23年3月	秋田市国際交流マスタープラン2011
平成28年3月	秋田市国際交流マスタープラン2016

現在は個人が気軽に海外旅行に行ける時代となり、ICTの進歩によりオンラインで世界の人と容易につながれるようになりました。さらに2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な分野でオンライン化、リモート化が加速しています。

一方、同感染症感染拡大の一時的な影響を除外すると、技能実習生をはじめ、様々な在留資格で秋田市に居住する外国人が増加しており、「外国人住民と共に暮らしていく」という多文化共生²の意識が私たちの間でも急速に身近なものとなってきています。このように従来のような海外との往来による交流だけではなく、地域で普通の日常生活を送りながら異文化や違う価値観に触れることができる機会が増える一方で、外国人住民を含むすべての人にとって安心して快適な地域社会を構築し、共に生活していくためには、互いに相手を理解しようと思う気持ちを持つことが大切です。

各国政府による外交チャンネル以外に、地域における外国人住民と市民同士の交流を促進することにより、偏見をなくし、お互いを尊重する気持ちを育んでいくことが、地域社会のみならず、ひいては国際社会における平和意識の醸成にもつながります。

このように、変化していく社会情勢をうまく活用し、少子高齢化に対応しながら地域の

¹ 中華人民共和国甘粛省蘭州市、ドイツ連邦共和国バイエルン州パッサウ市、アメリカ合衆国アラスカ州キナイ半島郡、ロシア連邦沿海地方ウラジオストク市、アメリカ合衆国ミネソタ州セントクラウド市(6ページ参照)。

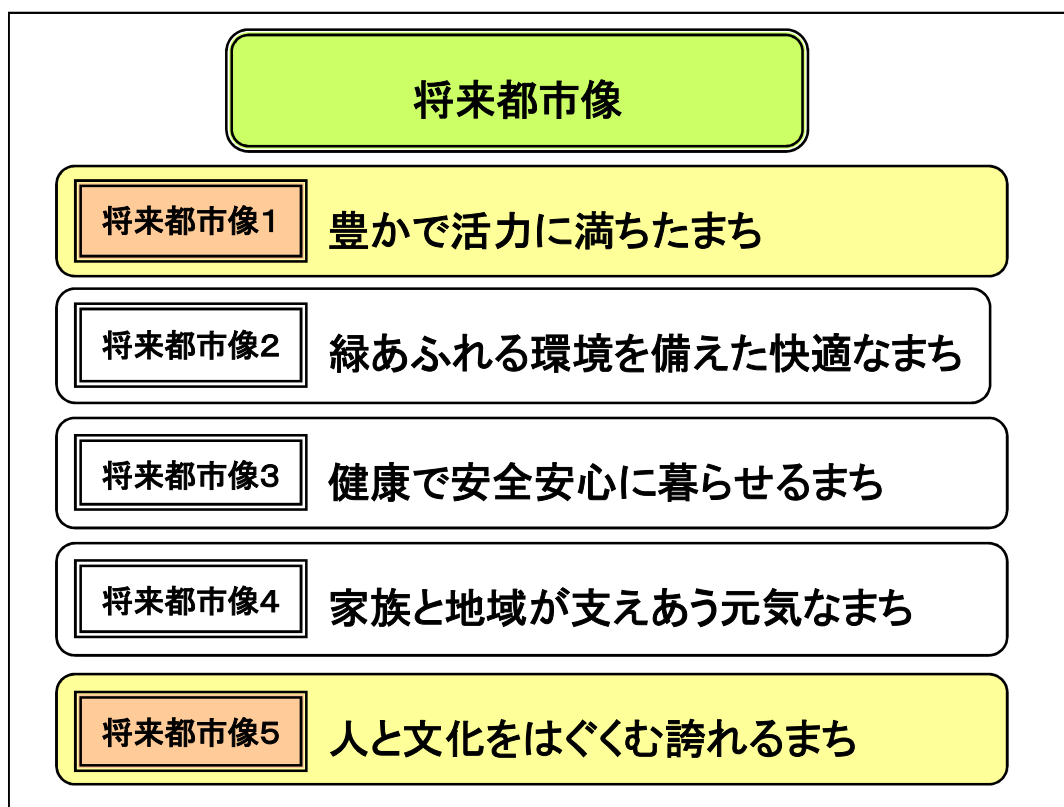
² 総務省が作成した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(2006年3月)では、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されている。

活力を上げていくため、様々な取組を通して多文化共生のまちづくりを推進していきます。

2 プランの位置付けと基本的性格

本プランは、第14次秋田市総合計画に基づき、本市の国際・平和関連施策の方針を示すための部門別計画です。

総合計画では、基本理念を「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」と定め、5つの分野の将来都市像を掲げています。その中の「人と文化をはぐくむ誇れるまち」に国際交流の推進を、また、「豊かで活力に満ちたまち」に貿易や観光など経済分野の施策を盛り込んでいます。



3 計画期間

本プランの計画期間は、総合計画に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 SDGs目標との関連

平成27年国連サミットにおいて、国際社会全体の共通の枠組みとして、令和12年(2030年)までに達成すべき17の「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

地方自治体においても、SDGsを達成するための課題解決に向けた取組を行うことが重視されており、本プランの施策においても関連する目標を表記することとしました。

第2章 「国際交流マスタープラン2016」を振り返って

前プランの「国際交流マスタープラン2016」では、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間とし、次の4つの基本理念のもと、具体的な取組を行ってきました。

1 世界に広がるパートナーシップの推進

友好・姉妹都市等との交流では、優れた文化や芸術を市民へ還元する事業だけでなく、次世代の担い手である青少年交流を中心に様々な事業を行いました。

平成29年に交流合意都市提携25周年を迎えたアメリカ・キナイ半島郡においては、秋田竿燈まつりの演技を披露し、市民だけではなくアラスカを訪れていた多くの観光客にも本市の文化に触れてもらうことができました。また、令和元年に姉妹都市提携35周年を迎えたドイツ・パッサウ市では、聖シュテファン大聖堂において両市民による合唱団の記念コンサートが開催され、多くの聴衆を魅了しました。

また初めての試みとして、平成29年は友好・姉妹都市等6都市のうち4都市と周年を迎えたことから、この機を捉えて国内外の全ての姉妹都市等の青少年が一堂に本市に会する「秋田市友好・姉妹都市青少年会議」を開催し、各都市が共通して直面する課題（地球環境）をテーマに、グループ討議や今後の活動に向けた発表等を行いました。異なる都市の青少年が同室で宿泊したほか、ホストファミリーとの交流を通して異文化への相互理解を深めました。

芸術分野では、平成30年にロシア・ウラジオストク市でクラシックバレエを学ぶ青少年が本市を訪問し、バレエ交流やホームステイ等を通じて同じくクラシックバレエを学ぶ本市の青少年と交流を深めるとともに、市民を無料で招待する合同公演を開催し、約1,000名の市民の前で華やかな踊りを披露しました。その翌年（令和元年）にはウラジオストク市へ本市のクラシックバレエを学ぶ青少年を派遣し、合同練習や合同演目の披露を行うなど、相互訪問が実現できました。

国際平和推進事業に関しては、毎年、広島又は長崎から被爆者の方を招いて市民対象の被爆証言講話会を開催したほか、平成30年に開館した土崎みなと歴史伝承館に土崎空襲の資料や被爆倉庫の一部の移築・展示を始めました。

女優の浅利香津代さんを講師に市内小学校で行う「平和の朗読会」は、平成22年度から実施し、これまで延べ129小学校、約11,191名の次世代を担う子どもたちに日本最後の空襲と言われる土崎空襲の悲劇を語り継ぎました。

2 地域に根ざした多文化共生の推進

日本語の日常会話に不自由な外国人住民が安心して地域社会で暮らすことができるよう、年間を通して本市主催の「秋田市日本語教室」を無料で開催し、基礎的な日本語習得の機会を提供しています。平成27年度の受講者は19か国55名でしたが、令和元年度には28か国126名と増加しました。また、消防本部と協力し、本教室の受講者

を対象として、やさしい日本語³を使って「119番のかけ方」や「AEDの使い方」を学ぶ救急救命講習を行いました。

市内の多言語化に対する取組として、本市ホームページの自動翻訳機能の精度を上げるため、単語登録ができる機能を取り入れたほか、タブレット端末等の翻訳アプリを活用する際のマニュアルを作成するなど、窓口に来る外国人住民とのコミュニケーションを円滑にするための体制づくりを行いました。

3 市民との連携による国際交流の推進

秋田市姉妹都市フォーラム⁴と連携し、友好・姉妹都市等との周年事業や訪問団の受入れを実施しました。また、ロシア・ウラジオストク市とのクラシックバレエ交流やアメリカ・キナイ半島郡からのヒップホップダンスグループ、中国・蘭州市からの中学生サッカーチームの受入れに当たっては、秋田市文化団体連盟に加盟するバレエスクールや高校生ヤートセチーム、プロサッカーチーム「ブラウブリッツ」のユースチームや市内中学校のサッカー部など、それぞれの交流内容に合った活動団体と連携し、双方にとって技術を高める機会を創出しました。

このほか、秋田市国際フェスタでは高校生が通訳ボランティアとして参加したほか、市内に住む外国人住民が主体となり、自国の文化を紹介するスペースを設け、直接市民とコミュニケーションを取ることで、相互理解を深め、多文化共生意識の醸成を推進しました。

4 国際的な経済交流の推進

企業の要望に応じて支援対象地域をASEANに拡大し、マレーシア、タイ、ベトナム、インドネシアでの展示会出展や商談を支援しました。また、ジェットロ秋田⁵と連携した海外展開プログラムの策定支援を行っているほか、海外での展示会出展や商談参加においては、一般社団法人秋田県貿易促進協会⁶や秋田市貿易関連産業連絡協議会⁷等の貿易関係機関との連携体制を整えました。

平成28年度からは本市独自のコンテナ・インセンティブ制度を創設し、秋田県環日

³ 簡単な表現を用いたり、文の構造を簡単にするなど、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語。阪神・淡路大震災をきっかけに、より多くの外国人に正確に情報を伝えるため、弘前大学社会学語学研究室で開発された。

⁴ 市民主体による国際交流の推進と市民の異文化理解を目指し、平成18年4月に設立。(資料編60ページ参照)各構成団体間が相互に情報やノウハウを共有し、秋田市と連携して国際交流事業を効率的に実施することができるよう組織をスリム化し、平成26年度にネットワークとして再編成した。

⁵ 独立行政法人日本貿易振興機構秋田貿易情報センターの略称。県内企業の海外展開や販路拡大を促進するため、貿易や海外投資の相談、海外の経済情報の提供等を行う支援機構。平成6年に設置。

⁶ 県内企業の海外取引を支援するために平成16年度に設立された一般社団法人。県内約150社が会員となっており、県、市などの事業支援を得ながら、海外商談会等開催や海外経済ミッションの実施など海外との取引拡大を図っている。

⁷ 市内における企業の貿易への新規参入の促進および海外との取引拡大を図ることを目的に平成11年に設立された任意団体。市内の貿易関連企業を主とし、23社で構成。貿易事業の情報共有や本市貿易事業のコーディネート等を行っている。

本海交流推進協議会⁸のインセンティブ制度では対象とならない、少量貨物中心の市内貿易企業を支援しています。

秋田産品の知名度の向上については、台湾において少量取引が成立した日本酒を除き、実績に結びついていません。なお、友好都市である中国・蘭州市においては、本市企業による展示会出展を継続したことにより、秋田産品の知名度向上を図ることができました。

外国人観光客の誘客の促進については、県等と連携したトップセールスや大型クルーズ船の誘致活動など、積極的な誘客等を実施し、外国人観光客の増加やクルーズ船の秋田港への寄港増につなげました。⁹

また、県内他都市と連携した二次交通網の整備やツアーコースの設定、ユネスコ無形文化遺産登録行事のPR事業、県内の食と伝統芸能を集めたイベントの開催支援など、受入体制の充実と魅力の向上につなげました。

さらには、観光施設等の多言語案内表記やWi-Fi環境整備のほか、県等と連携した国際チャーター便就航時の歓迎行事やクルーズ船寄港時の受入体制とおもてなしの強化など、外国人観光客の受入体制の充実を図りました。

⁸ 環日本海地域をはじめとする海外との交流において、官民一体となって国際物流の拡大や交通ネットワークの構築等を図る組織。会員数 27。県内港湾所在市ほか民間団体等で組織。主に秋田港のコンテナ奨励金事業の制度構築と運営を担う。

⁹ 資料編 62～63 ページ 4－(4), (5), (6) 参照。

第3章 国際交流の現状と課題

1 ICTの進展と新たな交流の可能性

【現状】

多くの人々が1人1台スマートフォンやパソコンを持つ時代となり、より気軽に人とつながることができ、海外もより身近に感じられるようになりました。また、世界的にICTが急速に進んでいる中、新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークやテレビ会議など、さらにオンラインを使用する機会が急速に増え、メールや動画配信、テレビ電話会議システムを活用したリアルタイムで双方向のやりとりが可能になるなど、交流の幅が広がったことは言うまでもありません。物理的な往来を伴わない交流は感染症対策の面だけでなく、費用や利便性等による参加のしやすさの観点から、今後新たな交流の形態として大きな可能性を秘めていると考えられます。

【課題】

海外に行かずとも、必要な情報はインターネットを通じていつでも入手が可能です。しかしながら、例えば現地へ行って実際に感じる事ができる匂いや味、感触など、感覚として得られる情報は限定されてしまいます。そして、何より対面で話したり、一緒に食事をしたり、同じ空間で共通の体験をすることは、互いの心を通じ合わせる真の交流にはかけがえのないものだと考えられます。

このようにオンラインとオフライン、それぞれのメリットや特徴を理解した上で、内容に合う最適な交流方法を見つけることが必要です。

2 友好・姉妹都市等との交流の市民還元

【現状】

本市では、これまで海外の5都市と友好・姉妹都市等の提携を行い、相互理解と協調を基本に人的交流や青少年、芸術文化、スポーツ、経済、技術協力等の幅広い分野での交流事業を通じ、市民へ還元できる友好親善を図ってきました。(25ページ資料編参照)

海外の友好・姉妹都市等	提携形態	提携年月日
蘭州市(中華人民共和国甘肅省)	友好都市	昭和57年(1982年)8月5日
パッサウ市(ドイツ連邦共和国バイエルン州)	姉妹都市	昭和59年(1984年)4月8日
キナイ半島郡(アメリカ合衆国アラスカ州)	交流合意都市	平成4年(1992年)1月22日
ウラジオストク市(ロシア連邦沿海地方)	姉妹都市	平成4年(1992年)6月29日
セントクラウド市(アメリカ合衆国ミネソタ州)	姉妹都市	平成18年(2006年)6月28日

【課題】

友好・姉妹都市等との信頼関係に根ざした交流は、市民の国際理解を促進し、市民間の友好親善や相互理解を図る上で意義あるものです。

これまでの交流成果を市民へ還元するため、各都市の特性や地域性をいかした交流を計画的に進め、交流機会を提供することにより、交流の裾野を広げる必要があります。

3 多文化共生の環境づくり

【現状】

法務省在留外国人統計によると、在留外国人は約283万人（令和2年6月末現在）となり、過去最高となりました。

本市の外国人住民数も66か国・地域、1,343人（令和2年8月末現在）に上り、外国人住民の増加や多国籍化、在住年数の長期化などにより、本市を取り巻く環境が複雑化してきています。在留資格別では、直近5年間で「技能実習1号」が5.5倍に増加しており、それ以外はほぼ横ばいですが、平成30年12月に新たな在留資格として「特定技能」が創設されたことから、今後も増加傾向は続くものと思われま

す。平成18年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」においては、各地方公共団体が多文化共生の指針・計画を策定し、計画的かつ総合的に実施するよう通知しました。これを受けて、本市では平成19年3月に「秋田市国際交流マスタープラン」を策定し、「地域に根ざした多文化共生の推進」を基本理念の一つに掲げ、取り組んできたところです。その後の社会経済情勢の変化を踏まえ、国において「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」や「地域における多文化共生推進プラン」の改訂などが行われていることに加え、令和元年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」においても地方自治体の責任が明記されたことから、日本語教育を含めた多文化共生の環境づくりを一層進めていくことが求められています。

【課題】

市内で暮らす外国人住民が日本の生活習慣に適応し、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができるよう、やさしい日本語や多言語による各種情報の提供や日本語教室の充実など、コミュニケーション面での支援体制や総合的な相談体制をより充実させることが必要です。加えて、外国人住民を支援の対象者としてではなく、地域社会の担い手として活躍できるよう社会参画を促す取組を推進することは、今後人口減少や少子高齢化の課題解決につながることを期待できます。

また、災害時や感染症拡大時など、特殊な状況下においても、誰ひとり取り残されることのないよう、地域社会において「言葉と心の壁」を取り払い、相互理解を深めることにより、助け合いや共生意識の醸成が図られるよう取り組む必要があります。

4 市民との連携

【現状】

秋田市が世界の各都市と友好・姉妹都市等交流を始めてから35年以上が過ぎ、各都市との交流は、市民交流団体と協力して実施する機会が増え、市民主体の国際交流が広がってきた一方で、国際交流に携わる市民団体は、活動メンバーの高齢化などにより年々減少傾向にあります。

近年は国際交流を主な目的とする団体のみならず、交流の内容に応じ、様々な活動団体と連携することで、国際交流の裾野を広げており、市民全体を巻き込んだ多様な交流が行われています。

また、前述の「多文化共生の環境づくり」においても述べたとおり、地域社会における助け合いや共生意識を醸成していくためにも、当事者である外国人住民を含む市民との連携の必要性は高まっています。

【課題】

これまでの海外都市等との交流のみならず、地域社会における交流においても、市民との連携を強化し、市民による多様な交流が地域をより豊かにする継続的な活動として根付くよう、行政と市民が互いの役割を認識しながら、交流の成果が実感できる取組を推進することが必要です。次世代の交流の担い手の育成や、幅広い世代の市民が積極的に交流に関われる仕組みづくりや工夫を進める必要があります。

また、新たな取組のパートナーとして、様々な市民団体や青少年団体、外国人コミュニティや町内会・自治会などとも連携できるよう、情報収集に努めていく必要があります。

5 経済交流の促進

【現状】

秋田港におけるコンテナ取扱量は、東日本大震災の代替需要を契機に増加し、その後も、企業のサプライチェーン確保への意識の高まりなどを背景に、堅調に推移しています。主な輸出入の対象国は、中国や韓国などのほか、マレーシア、フィリピン、ベトナム等が大きな割合を占めており、市内企業の海外販路開拓に関するニーズも、ベトナムやインドネシアなどのASEAN諸国に傾倒してきています。

観光分野では、観光立国を掲げる政府が、戦略的なビザ緩和や免税制度の拡充と連動したプロモーションを展開し、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、官民一体となった外国人観光客の誘客に努め、外国人観光客は右肩上がりが増加してきました。本市においても、国際チャーター便や大型クルーズ船の寄港回数が増加するなど、外国人観光客の増加による地域経済の活性化等を一層推進するために積極的な誘致活動や受入体制の整備を図ってきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人観光客は国全体で激減しており、感染症の収束はもとより、外国人観光客の回復の見通しも立たない状況となっています。

【課題】

貿易については、コンテナ荷主奨励金や海外展開補助金による支援の拡充のほか、ポートセールス等による新たな荷主の開拓、貿易参入を試みる企業の発掘が求められています。また、電子商取引による海外展開など、新たな手法で海外との商取引に参入する企業に対して必要な支援策を講じる必要があります。

観光については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ外国人観光客数の

回復に向けて、状況を見極めながら誘客が可能となった国や地域から、県等との連携によるインバウンド観光客誘致事業などを展開し誘客を図るとともに、海外に向けた情報発信や外国人観光客のニーズを捉えた観光商品や体験型メニューの開発と磨き上げ、さらには、外国語対応可能な人材育成や外国人住民の能力・資質の活用をはじめ、外国人観光客向けの受入体制の整備などを進める必要があります。

第4章 感染症拡大による影響と今後の対応

令和2年春、新型コロナウイルス感染症は、我が国を含む世界的な流行により、国際交流分野のみならず、本市の社会生活全般に大きな影響を及ぼし、未だ収束には至っていません。

今後、本市が国際関係施策を進めていくに当たり、新型コロナウイルス感染症の収束が想定以上に長期にわたることや、別の新たな感染症が発生し、再び流行する可能性があることは否定できません。そのため、感染症等の流行下において、どのように本市の国際関係施策を推進していくか、具体的には各種事業にどのように取り組むべきかをあらかじめ検討しておく必要があります。

計画期間中に感染症等の感染が拡大している状況下で、各関係事業に直接関わる本市関係者や市民だけでなく、一般市民への感染リスクなど、市民全体の安全を念頭に置きつつ、次のとおり、事業実施の適否の判断を含め、対応していくこととします。

1 外国人住民への対応

(1) やさしい日本語および多言語による情報提供の充実

感染症拡大時期においては、市民の健康と安全を守ることが何よりも優先されます。なるべく迅速に、そして多くの外国人住民に感染症についての詳細や予防策などを知らせる工夫が必要であることから、国や専門機関からいち早く情報収集し、ホームページやSNS等を通じて、やさしい日本語や多言語で情報提供できるよう努めます。

(2) 経済的支援等の申請等に対するフォロー

感染症拡大に伴い、生活困窮や解雇、離職を余儀なくされるケースが出てきます。国や社会福祉協議会をはじめ、様々な給付金や貸付などの経済支援が整備されても、外国人住民には情報が届きにくく、申請も言語の壁により複雑と感じられる場合が多くあります。窓口では申請書の記入例を多言語化したり、来庁者には自動翻訳機を活用しながら申請をフォローするなど、適切に対応します。

(3) 適切な相談窓口への誘導

感染症拡大により、学校の休校やリモートワークの拡大など、人と接する機会が減少します。外国人住民の孤立化を避けるため、相談機能を持つ関係機関や庁内の担当部署と連携し、適切な相談先にたどり着けるよう支援します。

2 海外との往来を伴う交流への対応

(1) 感染症についての情報収集

ア 感染症等に関する情報

感染症が発生した場合、その感染症自体の危険性をまず知ることが大切です。国内外での発生状況、感染経路、感染率、および致死率など、感染症を総合的に把握するため、国や専門機関、保健所等から必要な情報を収集します。

イ 日本政府による海外安全情報

海外渡航に際し、まずその国への入国制限、感染症拡大の状況などの情報を収集する必要があります。外務省では「海外安全ホームページ」において、各地の治安や感染症などの情報を発信しています。その情報は海外渡航可否を検討する際の判断材料となることから、海外に渡航する直前まで入念に確認することが必要です。

ウ 海外渡航先の入国制限・行動制限の実施状況

新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、多くの国が入国・出国制限を設け、入国後の行動についても制限する動きが見られました。主に感染の有無を調べる検査の証明や隔離措置の期間などの情報を正確に把握し、渡航に備える必要があります。

エ 日本政府の水際対策の実施状況

海外からの訪問団等の受入れや海外渡航した際の帰国時の制限について、事前に把握しておく必要があります。日本政府の方針や水際対策を確認した上で、事業実施の可否を見極めるとともに、入国した際の行動制限や隔離措置については国の方針に従って対応します。

オ 海外渡航先の情報

海外への渡航の際、安全かつ合理的な訪問日程を組むことができるよう、当該国の防疫措置に加え、現地での感染症の発生状況、地域間移動の制限等を事前に相手都市に直接確認します。

(2) 事業実施に伴うリスク評価

上記(1)の情報に加え、参加人数、日程、重要度などを勘案しつつ、実施のリスクを客観的に評価し、事業の全部又は一部の実施、延期又は中止など本市としての対応方針を決定することとします。

(3) 交流先や関係機関との協力・連携の強化

これまでも事業実施に際しては、交流自治体と連絡を密にし、連携してきたところですが、これまで以上に情報共有を図り、相互の危機管理体制を万全にしてい

ます。また、感染予防の観点から双方が希望する交流日程等に対して、協力体制を築くことができるよう、事前にオンライン会議や電話での打合せを行うなど連携を強化します。

ただし、感染症等の感染状況に対する交流先の認識が十分でないと判断される場合や、急激な状況変化があった場合は、速やかに交流先と協議を行うこととし、必要に応じて、事業の縮小、延期又は中止を提案します。

3 感染症拡大時におけるオンラインの活用

(1) 交流事業におけるオンラインの活用

感染拡大防止策として、オンライン会議システムを活用する機会が飛躍的に増加し、現在企業や教育現場など様々な場面で導入されています。人的交流が制限される中であっては、新たな交流の形としてオンラインを通じたリアルタイムでの交流やビデオレターなどを通じた交流を検討します。

(2) 日本語学習支援におけるオンラインの活用

外国人住民にとって日本で生活していくために、日本語を身につけることは死活問題です。日本語学習機会を停滞させないために、対面授業だけではなく、オンライン授業を活用し、より多くの人々が「秋田市日本語教室」の授業を受講できる環境を整えます。

4 コロナ禍における貿易支援への対応

オンライン商談会への参加や、越境ECサイト¹⁰の活用など、海外への渡航を必要としない形で海外展開に取り組む企業を支援できる体制を整えます。

¹⁰ 国境を越えて通信販売を行うオンラインショップ。

第5章 基本理念と主要施策

基本理念1 世界に広がるパートナーシップの推進

グローバル化に対応した活力ある地域社会となるよう、友好・姉妹都市等をはじめとする諸外国との交流を推進するとともに、交流成果を市民に還元することにより、国際的な視野や平和意識を持った人材の育成と世界に広がるパートナーシップの構築を目指します。

基本理念2 地域に根ざした多文化共生の推進

多様な背景を持つ住民が、相互理解を深めながら、それぞれの良さや特長をいかし、地域の一員として活躍できる多文化共生の地域社会となるよう、外国人住民も暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、多文化共生に関する市民意識の醸成を図ります。

基本理念3 市民との連携による国際交流の推進

幅広い市民が国際交流や異文化理解の機会に触れられるよう、多様な分野の活動を行う市民団体と連携するほか、青少年を中心とした次世代の交流の担い手育成や市民が参加しやすい環境づくりを進めます。

基本理念4 国際的な経済交流の推進

アジア地域をはじめ、更なる海外との交流による地域経済の活性化を図るため、市内企業への海外販路拡大に対する支援の充実や外国人観光客の誘客促進、受入体制の整備などにより、国際的な経済交流を進めます。

秋田市国際交流マスタープラン 2021

～このまちで育む世界との絆～

施策体系図

基本理念	基本方針	主要施策
1 世界に広がるパートナーシップの推進	1 友好交流の推進	(1) 友好・姉妹都市等との交流の推進
	2 国際理解の促進	(2) 諸外国との交流の推進
	3 平和意識の醸成	(3) 国際協力の推進
		(1) 市民の国際理解の促進
		(2) 青少年交流の促進
		(3) 外国語指導助手(ALT)の招へい
		(1) 国際平和推進事業の実施
		(2) 日本非核宣言自治体協議会および平和首長会議との連携
		(3) 平和教育の推進
		(4) 土崎空襲資料の保存および活用
2 地域に根ざした多文化共生の推進	1 外国人住民も安心して暮らせるまちづくり	(1) 相談体制の充実
		(2) やさしい日本語や多言語による情報提供
		(3) 公共施設案内などの多言語表記
		(4) 災害・緊急時の外国人対応の整備
		(5) 外国語図書の充実
		(6) 日本語習得の支援
		(7) 児童生徒への日本語指導支援
	2 多文化共生に向けた意識啓発	(1) 共生意識の啓発
		(2) やさしい日本語の普及・活用
		(3) 外国人住民の意識啓発
3 市民との連携による国際交流の推進	1 市民主体の国際交流の推進	(1) 秋田市姉妹都市フォーラムとの連携
		(2) 各分野における専門団体等との連携
	2 交流推進のネットワークづくり	(3) 教育機関との連携
		(1) (公財)秋田県国際交流協会等との連携
		(2) 外国人住民および町内会等との連携
4 国際的な経済交流の推進	1 貿易関連産業の拡大	(1) 企業ニーズに対応した支援対象地域の拡大
		(2) 関係機関等との連携による支援体制の充実
		(3) インセンティブ制度の充実
		(4) 秋田産品の知名度の向上
		(5) 経済交流の促進
	2 海外からの誘客の促進	(1) 外国人観光客の誘客の促進
		(2) 東京オリンピック・パラリンピックに伴う来訪者への取組
		(3) 都市間連携による魅力向上
		(4) 外国人観光客受入体制の充実

関連するSDGs目標



基本理念1 世界に広がるパートナーシップの推進

基本方針1 友好交流の推進

5つの友好・姉妹都市等をはじめとする海外の各都市の特性、地域性をいかした交流を推進し、市民間の交流機会と友好親善の発展を図ります。

【主要施策】

(1) 友好・姉妹都市等との交流の推進

友好・姉妹都市等と培ってきた信頼関係や人的なつながりのもと、各都市の特性や地域性を踏まえた交流事業を計画的に実施します。また、各都市出身の講師による様々なテーマの市民講座を開催するほか、交流情報の発信やホームステイの受入れなど、幅広い市民が多様な交流に関わりを持ち、国際理解を促進する機会を提供します。

これまで友好・姉妹都市等と交流を続けてきた市民団体のほか、次世代を担う青少年とも連携し、芸術・文化やスポーツを通じた交流を促進するなど、交流成果の市民還元を図ります。

さらに、互いの行政の優れた点を学び合い、各種施策へ反映するための情報収集等を行います。

(2) 諸外国との交流の推進

各国との交流や受入れ等を行っている民間団体や経済団体等とも連携し、幅広い分野において情報共有を図り、地域の活性化につなげます。また、各国の駐日大使や訪問団による表敬訪問などの機会を捉え、海外事情について積極的な意見や情報の交換を行います。

また、本市が参加する「WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク¹¹」においても、海外の国際機関や他の参加都市との連携や情報交換を進め、本市の取組を積極的に発信していきます。

(3) 国際協力の推進

国や県、独立行政法人国際協力機構（JICA）¹²などが行う開発途上国等に対する国際協力事業への協力を行うほか、市民がより多様な活動に参加できるよう情報提供などを行います。

¹¹ 世界保健機関（WHO）が進める、世界各国の都市・地域において高齢者にやさしい地域社会づくりの運動を広めるプロジェクトで、都市・地域間の情報交換や交流の促進を図ることを目的とする枠組み。「エイジフレンドリーシティ」とは、「高齢者にやさしい都市」のことをいう。

¹² 経済や産業、技術などの発展が進んでいない開発途上国の社会、経済の開発を支援する政府開発援助（ODA）の実施機関として、平成15年に設立された独立行政法人。前身は国際協力事業団（昭和49年設立）。政府開発援助とは、日本国政府が開発途上国に対し提供する資金や技術援助のことをいう。

姉妹都市等提携基準および費用負担の原則

本市では、平成5年3月に「国際交流・平和施策基本方針」を定め、姉妹都市の提携基準や友好・姉妹都市等との交流に際しての費用負担の原則を明確化しました。

近年における本市のグローバリズムの進展や国際交流の在り方の変化等に合わせ、現行基準を見直し、運用上の整理を行いました。

1 姉妹都市等提携基準

本市の姉妹都市等提携に際しての基準は、以下の4原則から成り立ちます。

(1) 交流に対する基本的な考え方や目的を共有していること

姉妹都市は相互に対等で、交流の目的を共有できるような関係性でなければなりません。

(2) 事前折衝等を通じ両市当局の信頼関係と協力関係が確立されていること

長期に渡り、両市間の友好関係を維持していくためには、行政当局がお互いに十分な信頼関係を構築し、相手方の事情等を尊重できなければなりません。

(3) 市民を主体とする円滑な交流の見通しがあること

交流自体を実施できないような著しい障害がなく、市民が主体的に参加でき、交流の成果が幅広く還元される見通しがあることが求められます。

(4) 両市議会の賛同を得られる見通しがあること

提携関係や交流事業実施は財政負担が伴うため、両市議会での賛同を得る必要があります。

2 交流事業における費用負担の原則

それぞれの都市が相手方の都市を訪問する際の費用負担は、基本的に訪問者がその費用を負担することを原則とします。(訪問者負担の原則)

ただし、両市の協議により合意した場合は、例外的な費用負担を取り決めることもできます。

基本方針 2 国際理解の促進

海外との多様な交流や外国人住民との交流機会を図ることにより、市民が海外事情や異文化に対する理解を深め、国際感覚を養う機会の拡大を図ります。

【主要施策】

(1) 市民の国際理解の促進

市民対象の国際理解促進イベントなどを開催し、国際感覚や国際理解を深める機会を提供します。また、本市や関係機関が行う海外での交流事業や、外国人住民との交流事業へ参加する機会の拡大を図ります。

(2) 青少年交流の促進

スポーツをはじめ幅広い交流やホームステイなどにより、若い世代間の相互理解を促進し、グローバルな視点や国際感覚を養う機会を提供します。また、市内で活動する大学生等の団体と連携するとともに、情報提供などの側面支援を行い、交流機会の拡大を図ります。

(3) 外国語指導助手(A L T)の招へい

全ての市立小・中学校、高等学校等に、外国語指導助手(A L T)を派遣し、日本人教師とのチームティーチングで外国語活動・外国語科の指導を行うことにより、児童生徒が外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、外国の言語や文化について理解を深める取組を行うとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上に努めます。



姉妹都市青少年会議（平成29年度）



ウラジオストク市バレエ交流（平成30年度）

基本方針3 平和意識の醸成

秋田市議会の「非核平和都市宣言に関する決議」（昭和59年12月）を尊重し、「国際親善・核なき平和」の標語のもと、恒久平和への願いを次世代に継承していくため、市民の平和意識の醸成を図ります。

【主要施策】

(1) 国際平和推進事業の実施

戦争や核兵器の悲惨さ、平和の大切さ、生命の尊さに対する市民の理解を深め、平和意識の高揚を図るため、関係自治体や団体等と連携し、原爆や土崎空襲の資料展示、被爆証言講話会を実施します。また、市内小学生を対象とした国際平和授業や秋田市戦没者追悼式・平和祈念式典における「平和へのメッセージ」の発表などを通して、恒久平和への願いを次世代に継承していきます。

(2) 日本非核宣言自治体協議会¹³および平和首長会議¹⁴との連携

本市が加盟する日本非核宣言自治体協議会および平和首長会議の活動を通して、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を広く世界に呼びかけるとともに、会員自治体に在住する小学生親子を長崎へ派遣する親子記者事業等について、広く周知します。

(3) 平和教育の推進

平和の尊さや平和な国際社会を創造することの重要性について、児童生徒が理解を深めるよう、副読本「わたしたちの秋田市」において土崎空襲を取り上げるなど、社会科や道徳科の授業等を通して平和教育を推進します。

(4) 土崎空襲資料の保存および活用

忘れてはならない歴史である土崎空襲の被爆体験を継承していくため、土崎みなど歴史伝承館において、被爆した倉庫の一部などを展示するとともに、関係資料の収集・保存などを行います。

¹³ 非核都市宣言を行った国内の自治体により、昭和59年に設立された協力組織。全国342自治体が加入（令和2年4月17日現在）し、本市は平成13年4月に加入。全国の自治体への非核宣言の呼びかけや非核宣言実現のための要請活動、全国大会、研修会、巡回原爆展の開催などを行っている。

¹⁴ 昭和57年の第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が、「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、賛同する世界各国の都市で構成された団体。現在、世界165か国・地域7,968都市が加盟（令和2年11月1日現在）し、本市は平成21年6月に加盟。核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、世界恒久平和の実現に寄与することを目的に様々な活動を行っている。

基本理念2 地域に根ざした多文化共生の推進

基本方針1 外国人住民も安心して暮らせるまちづくり

外国人住民からの多様な相談に対応できる体制の充実を図るとともに、日常生活に欠かせない行政サービスや生活情報を、やさしい日本語や多言語で提供します。また、日本語に慣れない外国人住民が、地域社会に溶け込むために必要なコミュニケーション能力を向上させる環境づくりを進めます。

【主要施策】

(1) 相談体制の充実

外国人住民が安心して日常生活を送ることができるよう、公益財団法人秋田県国際交流協会（A I A）¹⁵をはじめ、関係機関等と連携し、適切な相談先を紹介します。また、市内においては、市民相談センターがこれまで持っているノウハウをいかし相談内容に対応できる課所室に案内するほか、外国語に堪能な職員が連携・協力し、日本語に慣れない外国人住民にきめ細かく対応できる体制づくりに努めます。

(2) やさしい日本語や多言語による情報提供

外国人住民が転入時等で来庁する機会を捉え、やさしい日本語や多言語による行政サービスや災害時対応、医療等の生活情報の提供を行います。また、本市のホームページにおいてもやさしい日本語での案内や多言語化について整備を進めます。

(3) 公共施設案内などの多言語表記

市の施設における案内などの多言語表記や、言語を超えて全ての人にわかりやすいピクトグラム¹⁶を使用した案内標識などの整備を継続的に進めます。

また、バスや鉄道などの公共交通については、乗継拠点施設での情報提供やバスマップの作成など、多言語によるわかりやすい案内に努めます。

(4) 災害・緊急時の外国人対応の整備

ア 防災体制の整備

民間企業との協定により、避難所検索機能を有するスマートフォン向けアプリで多言語による情報を提供します。また、地域における防災体制の整備についても、関係機関等との連携を進めます。

イ 救急体制の充実

外国人住民の救急要請に迅速、的確に対応するため、救急車に通信端末（タブレ

¹⁵ 秋田県内の国際交流を総合的に進めるための中核的機関として、秋田県および県内全市町村の出えんのもと、平成3年に設立された公益財団法人。国際交流活動の企画・支援、交流の担い手育成のほか、外国人相談窓口の開設や多言語による生活情報誌の発行など、外国人住民への各種支援を行っている。

¹⁶ 直感的に意味内容が理解できる絵文字（絵言葉）。何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つ。

ット等)を搭載し、多言語翻訳機能、指さしボード機能を用いて意思の疎通ができるようにします。

ウ 119番通報および現場対応の充実

外国人からの緊急通報に対応するため、多言語通訳を実施するコールセンターを活用し、外国人からの119番通報があった際には「通報者・指令センター員・通訳員」の三者が3地点同時通話することで確実な状況把握を実現します。

あわせて、通訳コールセンター接続時に生じる通報者側の通話保留の際は、総合指令台内蔵の「外国人対応ソフト(英語、中国語、韓国語、ロシア語、タガログ語)」を併用し、音声合成メッセージを繰り返し流すことにより、外国人通報者の不安の軽減に努めます。

また、各消防署所へ外国人から直接外線電話があった際や、外国人が助けを求めて来庁した際も、通訳コールセンターを活用しニーズに対応します。

このほか、外国人が関係する災害現場活動においても通訳コールセンターを活用し、「外国人関係者・現場隊員・通訳員」の三者が2地点同時通話することで、より的確な情報収集と迅速な対応を可能にします。

エ 外国人への対応能力の充実

救急隊員、通信指令員に対し、外国語研修や外国語による通報、救急対応訓練等を実施するなど、緊急時の外国人への対応能力の充実を図ります。

(5) 外国語図書の充実

市立図書館での外国語図書の整備、利用拡大に努めます。

(6) 日本語習得の支援

日本語に不慣れな外国人住民が安心して地域社会で暮らすことができるよう、年間を通して本市主催の日本語教室を無料で開催し、基礎的な日本語習得を支援します。

(7) 児童生徒への日本語指導支援

日本語で日常会話が十分にできない児童生徒および日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、活動への参加に支障が生じている児童生徒を支援するため、日本語指導支援サポーターを派遣します。また、教職員を対象にした外国人児童生徒の支援に関する情報提供や研修等の充実を図ります。

基本方針２ 多文化共生に向けた意識啓発

異なる文化や習慣を持つ住民が、互いに尊重し助け合いながら生活するとともに、秋田市民として継続的な社会参加ができる地域づくりを進めるため、多文化共生の意識啓発に努めます。

【主要施策】

(1) 共生意識の啓発

地域社会の多様化が進む中、文化や習慣の異なる住民が互いに理解を深め、地域に根ざした多文化共生の環境づくりを進めるため、市民と外国人住民との交流機会の拡大を図るとともに、講座等の開催やさまざまな情報発信を通じて多文化共生の意識啓発に努めます。また、増加する技能実習生が安全に安心して働きながら、地域の一員として暮らすことができるよう、受入企業などの産業界や町内会等との連携や情報共有を進めていきます。

(2) やさしい日本語の普及・活用

わかりやすい言葉や言い回しを用いるやさしい日本語を活用することにより、外国語ができなくてもコミュニケーションが取れることを広く周知するため、庁内の職員を対象とした研修を行うほか、広く市民に対する普及・啓発活動に努めます。

(3) 外国人住民の意識啓発

日本語や日本の習慣に慣れない外国人住民が、地域の人たちとの摩擦や問題を抱えることなく、地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、ごみの出し方などの生活情報を多言語化して周知するなど、意識啓発に努めます。



やさしい日本語を用いた救命講習（平成30年度）



市政テレビ番組で多言語三者通話サービスを紹介（令和元年度）

基本理念3 市民との連携による国際交流の推進

基本方針1 市民主体の国際交流の推進

市民参加の機会拡大を図るため、市民による多様な活動を支援するとともに、秋田市姉妹都市フォーラム構成団体等との連携により、本市の国際交流事業の周知や次世代の交流の担い手の育成に取り組みます。

【主要施策】

(1) 秋田市姉妹都市フォーラムとの連携

友好・姉妹都市等との交流事業を、秋田市姉妹都市フォーラム構成団体と連携して行います。また、市民と外国人住民の交流を目的としたイベントの開催や国際交流事業の情報誌の発行などにより、事業の周知に努めます。

(2) 各分野における専門団体等との連携

より多くの市民が国際交流事業に関わることができるよう、国際交流を主たる目的とした団体に限らず、交流内容に合わせて様々な分野の市民団体等と連携するなど、市民が主体となった国際交流活動を促進し、地域の活性化につなげます。

(3) 教育機関との連携

市内の学校等と連携し、若い世代の国際交流事業への参画を促進するほか、留学生を含め外国人にもボランティアとして活躍できる場を提供するなど、幅広い分野において交流を進めます。

基本方針2 交流推進のネットワークづくり

多文化共生の環境づくりを進めるため、関係機関等と連携し、地域における交流推進のネットワークづくりを促進します。

【主要施策】

(1) (公財) 秋田県国際交流協会等との連携

秋田県や公益財団法人秋田県国際交流協会(AIA)との連携を強化し、外国人住民の相談体制の充実や、災害時対応に取り組みます。

(2) 外国人住民および町内会等との連携

外国人住民や留学生等が組織する団体と連携し、地域活動等へ継続的に参画する機会を拡大するとともに、町内会等とも連携し、地域住民の異文化に対する理解を促進します。

基本理念4 国際的な経済交流の推進

基本方針1 貿易関連産業の拡大

市内企業による貿易の参入・拡大を図るため、海外への販路拡大に対し支援するとともに、秋田港の国際コンテナ取扱量を拡大できるよう、インセンティブ制度等の充実を図ります。

【主要施策】

(1) 企業ニーズに対応した支援対象地域の拡大

中国、韓国、ロシア等の対岸諸国や台湾、ASEAN諸国での事業展開を継続して支援するほか、新たな進出エリア等、企業ニーズの把握に努め、必要な支援体制を整備していきます。

(2) 関係機関等との連携による支援体制の充実

商習慣や文化、法制度の違いなど、企業が海外進出する際の様々なリスクに適切に対応できるよう、専門的知識や情報を有するジェトロ秋田や一般社団法人秋田県貿易促進協会など、関係機関等との連携強化に努めながら、企業への支援体制の充実を図ります。

(3) インセンティブ制度の充実

秋田港を利用するコンテナ荷主を対象としたインセンティブ制度を、利用者ニーズに柔軟に対応しながら拡充していきます。また、海外とのオンライン商談会への参加や越境ECへの出展など、新たな手法で海外との商取引に参入する企業に対して必要な支援策を講じます。

(4) 秋田製品の知名度の向上

秋田製品の海外展開においては、ジェトロ秋田と協力して行うプログラム策定支援等を活用しながら、企業が現地での付加価値を意識した商品作りに取り組むことができるよう、支援していきます。

(5) 経済交流の促進

対岸諸国や台湾、ASEAN諸国においては、現地政府等とのつながりや行政の関与が民間の商取引に大きな信頼感・信用度を与えるため、企業のニーズ等を踏まえながら、引き続き職員を派遣するとともに、各国都市との今後の経済交流を見据え、必要に応じて、相互理解の上に立った協定等の締結に向けた協議を進めます。

基本方針2 海外からの誘客の促進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ本市への外国人観光客の誘客を進めるため、感染状況等を見極めながら、誘客チャーター便の就航や大型クルーズ船の誘致、新たな観光需要の創出を図るほか、観光情報のPRや受入体制の整備、県内観光地と連携した観光ルートの形成などを進めます。

【主要施策】

(1) 外国人観光客の誘客の促進

県等と連携し、チャーター便の誘致や誘致した大型クルーズ船等で本市を訪れる外国人観光客の受入体制を整備するとともに、おもてなしの充実や観光コンテンツの開発や磨き上げ、積極的な情報発信により、外国人観光誘客を進めます。

(2) 東京オリンピック・パラリンピックに伴う来訪者への取組

東京オリンピック・パラリンピックなど、外国からの来訪者の増加が見込まれる機会を捉えて、本市へのインバウンド誘客の強化に取り組みます。

(3) 都市間連携による魅力向上

外国人観光客の市内滞在を促進するため、男鹿など県内観光地と連携した二次交通網の整備や魅力的な観光ルートの形成を図ります。

また、ユネスコ無形文化遺産登録行事など文化財等を活用した県内他都市との連携事業により、魅力の発信に取り組みます。

(4) 外国人観光客受入体制の充実

外国人観光客の利便性を高めるため、引き続き、観光情報の多言語表記やWi-Fi環境の運用・改善を行うほか、スマートフォンなどからの情報提供の強化や個人旅行者向けの二次交通網の整備など、受入体制の充実に取り組みます。